

令和 2 年度

学 校 園 の 管 理 運 営
に 関 す る 指 針
(案)

枚 方 市 教 育 委 員 会
学 校 教 育 部

目 次

○はじめに	1
○枚方市教育振興基本計画（抜粋）	3
○具体事項	
基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実	
1. 学校園運営体制について	4
2. 学習指導について	7
3. 進路指導について	16
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
4. 道徳教育について	19
5. 人権教育について	21
6. 健康教育について	26
7. 特別活動・その他の教育活動について	31
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上	
8. 教職員の服務について	34
9. 教職員研修について	37
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	
10. 支援教育について	41
基本方策5 幼児教育の充実	
11. 幼稚園教育について	45
基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進	
12. 学校園・家庭・地域の連携について	50
基本方策7 学びのセーフティネットの構築	
13. 安全について	42
14. 生徒指導について	54
参考資料	
・キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力	
・キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力	
・Hirakata 授業スタンダード＜教員用＞第2ステージ	
・Hirakata 授業スタンダード＜児童・生徒用＞第2ステージ	

は じ め に

Society5.0、第四次産業革命、SDGs、ESDといった未来社会を語るキーワードがあふれる中、近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICTさらには人工知能(AI)の急速な進展など、めまぐるしく変化している。そのような中、国は先端技術等の効果的な活用をふまえた「GIGAスクール構想の実現」を打ち出した。今、学校は、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力の育成につながる場となることが求められている。

新学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。そのために、学校運営協議会や学校評議員制度の充実を図り、より一層「地域とともにある学校づくり」を推進する。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。

大阪府においては、大阪府教育振興基本計画に基づき、「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」を基本的な目標に掲げ、幼児・児童・生徒が自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、行動する態度や自立して力強く生きる態度を育めるよう、「後期事業計画」に基づいて様々な取組を進めている。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、平成28年6月に策定した「枚方市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組を進めている。本指針では、国、府の教育理念や方針と「第5次枚方市総合計画」「枚方市教育大綱」※¹「枚方市教育振興基本計画」※²を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくために、基本的な方向性や取組の重点について定める。令和2年度は、新学習指導要領が小学校において全面実施となり、中学校においては移行措置期間の最終年度である。その「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、その日の授業や単元を通して、「何ができるようになるのか」といったゴールを明確にした授業づくりを推進していく。また、「ICTを効果的に活用した授業改革」に取り組み、論理的思考や創造性、

問題解決能力等の育成を図るプログラミング教育や、情報活用能力の育成といった取組を各学校園においてさらに進め、これからの予測困難な時代に求められる力を育む。

そして、引き続き、各学校の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実を図り、教職員の指導力を向上させ、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、健やかな体を育むために、体力向上に向けた取組を行う。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、計画的に進めていく。

すべての幼児・児童・生徒にとって、学校園が安心して過ごせる居場所となるよう、保育・授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進することが重要である。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめのない環境づくりに努める。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、常に「すべては子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

※¹令和2年3月末改訂 ※²令和2年度改訂予定

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画^{※1}（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1 枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年度改訂予定

具体事項

基本方策 1 確かな学びと自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

<基本的な方向性>

学校園においては、それぞれの教育の目的・目標に即して基本的な教育方針を明確に定め、その具現化を図る。

そのためには、校園長自らが法令等に則り、教育者としての識見に基づき、リーダーシップを発揮して教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。その際、教職員一人一人の学校園経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすことができるよう、教職員の「働き方改革」に取り組むとともに、機能的な組織体制となるように、学校運営体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 校園長・教頭は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図ること。
- 教職員の長時間勤務を縮減するために、出退勤システムを活用し、教職員の勤務状況を把握した上で、各校の特色や状況に応じた取組を促進し、教職員一人一人の働き方への意識改革を推進すること。
- 教職員が児童・生徒と向き合う時間をより確保する観点から、学校事務の共同実施及び校務の精査や校務支援システムの活用による教職員の事務負担軽減等の取組を推進するなど、機能的で調和の取れた学校運営に努めること。
- 小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*等の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけること。

* 幼保こ小…幼：幼稚園、保：保育所（園）、こ：認定こども園、小：小学校

<取組事項>

学校園運営組織の確立

- (1) 園長は主任教諭を、校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任を効果的に機能させるとともに、人材育成を図ること。また、企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。
- (2) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意

欲・資質能力の向上と学校園の活性化を図ること。

- (4) 学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めること。
- (5) 小学校においては、校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりに努めること。
- (6) 学校運営体制の構築や管理職の資質向上に向け、必要な支援を行うことを目的とした学校支援ディレクターの効果的な活用を図ること。

新学習指導要領の確実な実施

- (7) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定するとともに、その実現をめざして、学校が家庭、地域と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を活かした特色ある教育活動の実施に努めること。

学校評価

- (8) 学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては、学校運営協議会から提言や評価を受けること。
- (9) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営を推進すること。

校種間連携の推進

- (10) 私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう努めること。

小中一貫教育

- (11) 校区の現状や課題に応じながら、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。
- (12) きめ細かな指導の充実と小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。

情報管理

- (13) 情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立すること。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼稚園における学校評価ガイドライン」	平成 23 年 11 月文部科学省
「学校評価ガイドライン」（平成 28 年改訂）	平成 28 年 3 月文部科学省
「学校における働き方改革に係る緊急提言」	平成 29 年 8 月文部科学省
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」	平成 31 年 3 月文部科学省
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成 31 年 3 月文部科学省
「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」	令和元年 6 月文部科学省

基本方策 1 確かな学びと自立を育む教育の充実

2. 学習指導について

<基本的な方向性>

学習指導は、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化し、予測困難な時代を迎える中において、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成をめざして行う。そのため、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続等を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図る。

新学習指導要領では、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏ることなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要視され、特に、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら学習の充実を図ることとされている。その上で学校全体として、教科等横断的な視点での教育内容等の組立、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが重要である。その際、研究指定校の研究・実践及びその成果を積極的に取り入れ、自校の授業改善等に活かす。

<最重要課題>

- 学力向上委員会や中学校の教科会、小学校の学年会を校内組織体制に位置づけ、各校の年間指導計画に則った学習の進捗状況の管理、「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を、学力向上担当者及び教科代表・学年主任を中心として組織的に推進すること。
- 令和2年度全面実施の新学習指導要領に則り、小学校第5・6学年の外国語科及び第3・4学年の外国語活動の実施と適切な評価をするにあたり、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加するとともに校内研修や授業研究を充実させ、外国語教育の充実に向けた研究に努めること。
- 各学校は、校内研究推進体制の確立のもと、校内研究の充実を図り、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議会を実施すること。

○学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力」を確実に身につけるため、教員のＩＣＴ活用指導力を向上させ、各教科等においてＩＣＴ等を適切に活用した学習活動の充実を図り、「確かな学力」を育むとともに、情報活用能力（情報リテラシー）を育成する。

その際、自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できることなど、児童・生徒の情報モラルの育成にも努めること。

＜取組事項＞

教育課程

- (1) 学習指導要領に則し、各教科、道徳、外国語（英語）教育、「総合的な学習の時間」及び特別活動において、適正な教育課程を編成すること。また、中学校においては、新学習指導要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、円滑な実施に向けた準備を進めること。
- (2) 中学校においては、移行期間中の教育課程について、学習指導要領の特例告示に基づき、授業時数・各教科等の学習指導上の留意事項を踏まえ、適切な指導を行うこと。
- (3) 編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導すること。
- (4) 教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保すること。ただし、指導内容の確実な定着を図る必要がある場合には、標準を上回る適切な指導時間を確保するように配慮すること。

校内研究・研究指定校の取組

- (5) 校内研究において、外部の有識者を活用し、授業力向上、授業改善を図ること。また、「Hirakata授業スタンダード」（第２ステージ）に基づいた授業改善及び家庭学習の定着に向けた研究指定校の公開授業・研究協議会に積極的に参加し、その取組の成果を各学校において取り入れること。

授業づくり

- (6) 教育フォーラムや小中一貫・学力向上推進担当者研修を通して、授業力向上、授業改善を図ること。
- (7) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、つけたい力を明確にした授業を行うため、単元計画の作成等を行いながら授業づくりを図ること。
- (8) 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の３つの資質・能力の育成のため、「Hirakata授業スタンダード」（第２ステージ）を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校で研究・実践すること。

- (9) 「全国学力・学習状況調査」について、全教員で問題分析、自校採点を行い、児童・生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと。
- (10) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めること。また、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行うこと。
- (11) 言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成にあたっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。その際、府教育委員会が提供している学習教材（ことばのちから等）も積極的に活用すること。
- (12) 指導による成果と課題や課題解決のための各学校の取組について、保護者等に積極的に公表するよう努めること。また、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業の評価・検証を行うこと。
- (13) 授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行うこと。

学習評価

- (14) 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、多面的・多角的な評価の適切な実施を図ること。
- (15) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげること。
- (16) 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。
- (17) 小学校において、学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学期末テスト等を実施すること。また、これらのテスト結果を中学校における学習指導等にも積極的に活用すること。
- (18) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。
- (19) 通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにすること。その際、保護者の理解を得るよう努めること。

学習規律

- (20) 各学校・各中学校区の実情を踏まえ、「枚方スタンダード」の徹底及び掲示物や机、棚等の整理整頓といった学習環境の充実に努め、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立すること。

自学自習力の育成

- (21) 家庭学習の定着に向け、「家庭学習のてびき」の作成・実践、「自主学習ノートのすすめ」を活用した自主学習ノートの取組の充実等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組を推進すること。
- (22) 学習コンテンツを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを置いた取組を進めること。また、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、「力だめしプリント」「単元確認プリント」「学習指導ツール」等の有効活用を図ること。

読書活動

- (23) 児童・生徒が読書の楽しさや喜びを味わうことで、豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、確かな学力を育成するため、各学校の方針をもとに策定した年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で学校図書館の活用に積極的に取り組むこと。また、枚方市立図書館と連携しながら「第3次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進すること。
- (24) 読書センター機能の充実のため、発達段階に応じた読書環境づくりを進め、並行読書やビブリオバトルなどの読書活動に取り組み、読むことの習慣や読む力、考える力を育成すること。
- (25) 学習・情報センター機能の充実のため、各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけて、児童・生徒の情報活用能力の育成や主体的な学習活動の支援を図ること。
- (26) 市内全19中学校区に配置した学校司書の専門性を活かし、児童・生徒の実態に応じて、読書活動を推進し、学校図書館の活用に努めること。そのために、図鑑や事典、新聞等多様な資料を整備するなど、学習において活用しやすい環境整備を推進すること。なお、学校図書館の効果的な活用については、授業における学校図書館の活用状況について、客観的に指標を定め、検証すること。
- (27) 学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めること。

外国語（英語）教育

- (28) 小学校においては、学級担任が主体的に実施する授業や、学級担任とJTE（英語教育指導助手）の効果的なティーム・ティーチングによる実践をすすめること。小学校中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自

分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。
また、適切な評価を実施すること。

- (29) N E T（英語教育指導助手）については、中学校英語科教員とのチーム・ティーチングによる授業を適正に実施するとともに、中学校における授業外での活用や、中学校区の小学校における外国語（英語）教育での活用回数を増やすなど、積極的に活用すること。
- (30) 中学校の英語教育については、授業は英語で行うことを基本とするとともに、授業中の生徒の言語活動の時間を確保し、充実させること。また、各学校が作成した「CAN-DO リスト」を生徒に示した上で活用し、4技能（5領域）をバランスよく指導するとともに、評価の充実を図ること。中学校第2学年において外部検定試験を実施し、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、結果を分析して課題を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと。
- (31) 小学校から中学校への円滑な接続に留意するよう指導するとともに、市内大学と連携した留学生等との交流、府・地区主催の暗唱大会等への参加、市内高等学校との連携に努めること。

教科・領域等の指導

- (32) 「総合的な学習の時間」については、探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう横断的・総合的な学習を行うこと。また、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開すること。
- (33) 我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図ること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を活用して理解を深めさせること。また、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けること。
- (34) 諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うこと。
- (35) 政治的教養を育む教育については、公職選挙法等の一部改正に伴い、政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう市の実施する出前授業等も活用しながら指導すること。
- (36) 中学校の社会においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が、多面的・多角的な考察、公正な判断、

適切な表現等ができるよう指導するなど、研究と修養に努めること。

- (37) 小学校の「体育」及び中学校の「保健体育」については、児童・生徒の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体で創意工夫を凝らした体力づくりに取り組むこと。また、小学校の水泳指導においては、児童の個々の目標の達成に向けた水泳指導の充実に努めること。
- (38) 「武道」の指導に当たっては、施設・用具等の点検や生徒の技能の段階に応じた指導等、安全面に十分配慮すること。

スタートカリキュラム

- (39) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育をつなぐため、新学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。

国旗・国歌

- (40) 小学校の音楽科においては、国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導すること。また、小・中学校の社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導すること。

情報教育

- (41) プログラミング教育を含めた情報教育について、情報教育主担者による校内研修を実施することで、全教員で新学習指導要領における情報教育の理解を深めるとともに、情報教育の推進に努めること。
- (42) 情報活用能力を確実に身につけ、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつなげるため、タブレット型パソコンの効果的な活用を図ること。
- (43) 新学習指導要領に基づき、小学校段階でのプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用しながら、問題を解決しようとする態度を育むよう指導すること。

環境教育

- (44) 環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S－EMS」との関連を図ること。

安全・保健指導

- (45) 実験・実習や実技指導などにおいて生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教員との共有を図りながら、児童・生徒の安全確保及び安全管理に十分に配慮すること。

- (46) 体育活動においては、活動内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保するとともに、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。また、幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること、及び競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意すること。
- (47) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特に、ゴールやテント等については、確実に固定するように指導すること。
- (48) 運動会において組み立て体操を実施する場合は、「組み立て体操における事故防止ガイドライン」に基づき、企画会議等で意義やねらいを明確にして全教職員で共通理解を図る。また、幼児・児童・生徒の実態や習熟状況により確実に安全な状態で実施できないと判断した場合には実施を中止することも含め、幼児・児童・生徒の安全確保や計画的な指導に努めること。

指導方法の工夫改善

- (49) 小学校においては、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導や第5・第6学年の一部教科の担任制や交換授業、合同授業等の学級担任制の弾力化について実施及び成果等の検証に努めること。なお、成果等の検証にあたっては、学力の定着状況を把握するテストや児童アンケート・学校教育自己診断の質問紙調査等を活用すること。
- (50) 「指導方法の工夫改善定数」については、事業の趣旨を十分踏まえて配置、活用の上、児童・生徒の学習達成度を把握するため、中・長期的な見通しを持ちながら、短期的に数値で検証できるものを指標として設定することで、定期的な効果検証に努め、その結果を活かした指導方法の工夫改善を図ること。
- (51) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、学年段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図ること。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努めること。
- (52) 地域等の協力を得ながら、ボランティア活動などの社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること。
- (53) 外国から編入した幼児・児童・生徒については、それぞれの状況に配慮し、個に応じた指導を進めるとともに、学校生活に十分適応できる体制を整えること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「よりよい授業をつくるために」	平成 16～17 年度「授業評価システム」推進事業報告集 大阪府教育委員会
「学校改善のためのガイドライン」	平成 20 年 2 月大阪府教育委員会

「保護者・地域とともにはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」	平成 20 年 12 月大阪府教育委員会
リーフレット「学びを創る 10 のアイデア」	平成 21 年 3 月大阪府教育委員会
DVD「確かな学力をはぐくむ 1」	平成 21 年 3 月大阪府教育委員会
DVD「確かな学力をはぐくむ 2」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
DVD「確かな学力をはぐくむ 3」	平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「大阪の授業 STANDARD」	平成 24 年 5 月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成 25 年 3 月大阪府教育センター
「理科授業づくり」	平成 25 年 5 月大阪府教育センター
「中学校における学習評価に関する参考資料」	平成 25 年 7 月大阪府教育委員会
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「学校体育における体育活動中の事故防止のための映像資料」	平成 26 年 4 月文部科学省
「単元確認プリント」	平成 26 年大阪府教育委員会
「民主主義など社会のしくみについての教育」	平成 27 年 7 月大阪府教育委員会
「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」	平成 28 年 3 月大阪府教育委員会
「枚方市の学校図書館のあり方について（第 1 版）」	平成 28 年 4 月枚方市教育委員会
「力だめしプリント」	平成 22 年～29 年大阪府教育委員会
「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」	平成 29 年 7 月文部科学省
「学校園における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 29 年 9 月 20 日枚方市教育委員会
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成 29 年 11 月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「国語の授業づくりハンドブック」	平成 29 年 11 月大阪府教育センター
「小学校理科ハンドブック」	平成 29 年大阪府教育センター
「We Can!」「Let's Try!」	平成 30 年 2 月文部科学省
「英語によるコミュニケーション能力の土台となる力を育む」	平成 30 年 2 月大阪府教育庁
「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」	平成 30 年 3 月大阪府幼児教育センター
「ことばのちから」	平成 30 年 6 月大阪府教育庁
「ことばのちから活用事例」	平成 30 年 9 月大阪府教育庁
「新学習指導要領のポイント」	平成 31 年 2 月大阪府教育庁
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成 31 年 3 月文部科学省
「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 31 年 4 月・令和元年 7 月スポーツ庁

「組み立て体操における事故防止ガイドライン」（令和元年〔2019年〕7月4日改訂版）	令和元年7月枚方市教育委員会
「体育の授業がかわる！簡単プログラム（体力向上実践事例集活用プログラム）」	令和元年7月大阪府教育庁
「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」	令和元年9月国立教育政策研究所
「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」	令和元年9月スポーツ庁
「スピーキング力向上ツール」	令和元年12月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」	令和2年2月文部科学省
「中学校外国語補助教材」	令和2年2月～3月文部科学省

基本方策 1 確かな学びと自立を育む教育の充実について

3. 進路指導について

<基本的な方向性>

進路指導にあたっては、9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。

指導においては、基礎的・基本的な学習指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の生き方、考え方が多様化している実情を踏まえ、児童・生徒一人一人の個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるよう、指導の工夫・改善に取り組む。

特に進路選択に際しては、生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、必要な資料・情報を事前に十分に提供して、適切な指導が行われるようにする。

<最重要課題>

○進路指導にあたっては、児童・生徒一人一人の考え方、生き方等を大切にし、児童・生徒が主体的に進路を選択できるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。

○キャリア教育については、児童・生徒が夢や志を持ち、社会的・職業的に自立し、より良い社会を創っていこうとする態度を養うとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努め、中学校区において作成した全体計画については、その検証・改善に努めること。

<取組事項>

校内進路指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。

進路指導の在り方

- (2) 生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図ること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めること。
- (3) 高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に努めること。

キャリア教育の在り方

- (4) キャリア教育については、幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等の活用を図ること。
- (5) 職場体験学習等、地域の人材等を活用した進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に取り入れ、働くことの意義や目的を深め、進んで働こうとする意欲や態度等を育成するよう、指導の充実を図ること。
- (6) 小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努めること。

支援の必要な児童・生徒への進路指導

- (7) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。
- (8) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。
- (9) 障害のある生徒の進路指導については、進路指導主事と支援学級担任が十分に連携し、学校全体で対応すること。
- (10) 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応すること。また、「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「キャリア教育を推進するために」	平成17年4月大阪府教育委員会
「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」	平成18年11月文部科学省
「大阪府キャリア教育プログラム」	平成23年3月大阪府教育委員会
「キャリア教育を創る」	平成23年11月文部科学省
「キャリア教育の進め方サポートブック」	平成24年3月大阪府教育委員会
「学校における進路指導について」	平成30年5月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育の充実に向けて」	平成31年3月大阪府教育委員会
「奨学金等指導資料」	平成31年4月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア・パス」	令和2年1月大阪府教育委員会

ポートの活用」	
「中学校 進路指導のための資料」	毎年度大阪府教育委員会
大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」 http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/	毎年度大阪府教育委員会
「多言語による学校生活サポート情報」 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/	毎年度大阪府教育委員会
「進路選択に向けて」（多言語版）	毎年度大阪府教育委員会

基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

<基本的な方向性>

学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童・生徒の発達の段階を考慮して、適切に指導を行う。

また、道徳科は道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

児童・生徒に、主体性を持たず言われるままに行動するように指導するのではなく、多様な価値観の、ときに対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育に求めるものであり、そのための指導の在り方について理解を深め、充実を図る。

<最重要課題>

- 校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び「道徳科」の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成すること。
- すべての学級で「道徳科」を年間 35 時間（小 1 は 34 時間）以上確保し、それぞれの学年で新学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導すること。
- 「道徳科」の指導については、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、児童・生徒の発達の段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究すること。

<取組事項>

全体計画

- （１）道徳教育は、「道徳科」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものである。
道徳教育の全体計画の作成に際しては、児童・生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容と各教科等の指導内容及び指導時期との関連を明確に示すこと。
- （２）児童・生徒の道徳性を養えるように、学校行事や総合的な学習の時間など日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の体験活動については、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら進めること。

道徳科の指導

- (3) 「道徳科」の指導方法については、道徳的諸価値を実現するための資質・能力を養うことができる①読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、②問題解決的な学習、③道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践すること。
- また、評価については、数値評価ではなく、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をすること。

授業公開、家庭・地域との連携

- (4) 「道徳科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行うこと。
- (5) 「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめ直すために、保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進めること。

指導資料の活用

- (6) 新学習指導要領の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施できるよう、府教育庁の「『特別の教科 道徳』実践事例集」を積極的に活用すること。

「こころの再生」府民運動

- (7) 「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、「こころの再生」府民運動の趣旨に則した心の育成やあいさつ運動の取組について、「道徳科」その他の学校の教育活動を通じて推進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～	平成 26 年 3 月・平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導要領等について（通知）」	平成 29 年 7 月文部科学省
「特別の教科 道徳」実践事例集	平成 30 年 2 月大阪府教育庁

<関係法令>

「小学校・中学校学習指導要領」	平成 29 年 3 月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領解説（総則・各教科等編）」	平成 29 年 7 月文部科学省

基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

5. 人権教育について

<基本的な方向性>

人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・特別の教科道徳（以下「道徳科」という）・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等あらゆる教育活動において、計画的・総合的に推進する。その指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むことが求められている。

特にいじめは、幼児・児童・生徒の心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、研修等を通じて教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心掛けるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。

また、幼児・児童・生徒を権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の権利を尊重する精神を徹底する。

<最重要課題>

- 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進すること。
- 人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、性的マイノリティ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進すること。
- 人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組とすること。

<取組事項>

人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。
- (2) すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、府教育委員会の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に

向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。

- (3) 「人権教育教材集・資料CD」等を適切に活用すること。
- (4) ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図ること。また、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシャル・ハラスメントであることを教職員が十分認識すること。
- (5) 人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (6) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進すること。
- (7) 幼児・児童・生徒等の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図ること。特に、障害のある幼児・児童・生徒等の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施すること。

児童虐待の防止

- (8) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、気になる幼児・児童・生徒に対しては家庭訪問を行う等、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握に努め、未然防止・早期発見に努めること。
- (9) 児童虐待への認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子どもの育ち見守りセンター（となとな）へ速やかに通告し、教育委員会に報告すること。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努めること。
- (10) 関係機関への通告後も、学校として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたとされる幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うこと。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図ること。
- (11) 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供すること。また、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をすること。

男女平等教育の推進

- (12) 小中学校においては、人権政策室と連携した「DV 予防教育プログラム」を活用するなど、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。
- (13) 学校においては、性的マイノリティとされる児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童・生徒が正しく理解できる教育に努めること。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

- (14) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。
- (15) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。

同和教育の推進

- (16) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努めること。

平和教育の推進

- (17) 平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるよう努めること。また、人権政策室と連携した3月1日の「枚方市平和の日」にちなんだ「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業に積極的に取り組むこと。

家庭・地域における人権教育

- (18) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかけるとともに、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進すること。

不適正な区域外就学の防止

- (19) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努めること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「人権教育のための資料１～９」	平成 12 年 3 月～平成 21 年大阪府教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにＱＡ集」	平成 15 年 3 月大阪府教育委員会
「平和教育に関する事例集」	平成 15 年 3 月大阪府教育委員会
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」	平成 15 年 7 月大阪府教育委員会
「人権基礎教育指導事例集」	平成 16 年 3 月大阪府教育委員会
「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part 1～5」	平成 19 年 3 月～平成 25 年 3 月大阪府教育センター
「精神障がいについての理解を深めるために」	平成 20 年 5 月改訂大阪府教育委員会
「在日外国人教育のための資料集（ＤＶＤ）」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防のてびき～」	平成 23 年 3 月改訂大阪府教育委員会
「日本語支援アイデア集」	平成 23 年 3 月大阪府教育委員会
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために－本名指導の手引き（資料編）－」	平成 25 年 4 月一部修正大阪府教育委員会
人権教育リーフレットシリーズ	平成 26 年 3 月～大阪府教育委員会
「学校における人権教育の推進のために『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」	平成 26 年 7 月大阪府教育委員会
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	平成 27 年 4 月文部科学省
「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」	平成 27 年 6 月大阪府教育委員会
「日本語指導実践事例集」	平成 28 年 3 月大阪府教育委員会
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」	平成 28 年 4 月文部科学省
「人権教育教材集・資料ＣＤ」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「人権教育教材集・資料・教員用手引き」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「教職員人権研修ハンドブック」	平成 29 年 3 月改訂大阪府教育委員会
「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」	平成 29 年 3 月大阪府教育委員会
「学校における人権教育推進のための資料集」	平成 29 年 4 月改訂大阪府教育委員会
「人権教育実践事例集」	平成 29 年 6 月大阪府教育委員会
「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」	平成 29 年 11 月大阪府教育委員会
「枚方市児童虐待防止ハンドブック」	平成 31 年 3 月改訂枚方市児童虐待問題連絡会議
「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」	令和元年 5 月文部科学省

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」	令和元年 12 月大阪府教育委員会
---------------------------------	-------------------

<関係法令>

資料名	出典
「同和対策審議会答申」	昭和 40 年 8 月同和対策審議会
「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]	平成 20 年 3 月文部科学省
「障害者基本法」	平成 25 年 6 月 26 日改正
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」	平成 26 年 1 月文部科学省
「大阪府人権教育推進計画」	平成 27 年 3 月
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 4 月 1 日施行
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	平成 28 年 6 月 3 日施行
「部落差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 12 月 16 日施行
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」	令和元年 10 月一部改正
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」	令和元年 10 月
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」	令和元年 11 月

基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

6. 健康教育について

<基本的な方向性>

健康教育は、学校園の教育活動全体を通じて行うものであり、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康の3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持増進を図る実践力を育成する指導の充実を図る。

体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育・保健体育の学習を中心として、心と体を一体としてとらえ、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進する。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、体育・健康に関する指導などの改善に努める。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するために、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組む。食に関する指導については、学校園・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。また、学校給食の意義も踏まえ、小・中学校における食育推進体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。その際、学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、積極的に体力向上の取組を推進すること。
- 食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和2年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を有効に活用し、校長等管理職を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、安心して学校生活を送ることができるよう保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルを策定し、すべての教職員が情報を共有し、日頃から事故防止に努めること。特にアナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるようエピペン®の取扱い手順等の研修を行うとともに、消防・救急機関との連携も踏まえた体制を整えること。

○幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師・主治医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質・能力を育成することができるよう、保健主事等が中心となって、年1回以上、学校保健委員会（委員に保護者を含む）を開催し、その活用を図ること。

＜取組事項＞

体育活動

- （１）体力向上推進計画に則り、日々の体育の授業を充実させるとともに、業間や行事等の教育活動全体を児童・生徒の体力向上の機会と捉え、PDCAサイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。
- （２）平成30年度及び令和元年度枚方市体力テスト（実技調査及び質問紙調査）において集積したデータや各校で分析した結果に基づき、府教育庁の資料を活用しながら、学校の実態に応じて、全学年で新体力テストを実施するなど、すべての児童・生徒の体力状況を把握した上で目標を設定し、その達成に向けた体力づくりの取組を推進すること。また、取組に当たっては、大阪府教育庁が作成した「体育の授業がかわる！簡単プログラム」等の資料を参考にすること。加えて、その取組の成果と課題を検証し、さらなる充実に活かすこと。
- （３）「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を活用するなど、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

健康の保持・増進

- （４）健康診断では、幼児・児童・生徒のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。
「四肢の状態」についての検査実施にあたっては、組織的に日常観察を行うこと。また、学校における歯・口腔の健康づくりを推進すること。さらに、個々の幼児・児童・生徒の心身の健康問題の解決に向けて、健康相談及び保健指導を充実させること。

食育

- （５）食に関する指導を教育課程に明確に位置付け、教育計画に掲載された全体計画に基づいて取組を推進するとともに、年間指導計画の作成に努めること。また、小・中学校ともに、食育を推進するための委員会等を設置し、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、「道徳科」、「総合的な学習の時間」等における食に関する指導の推進に努めること。
- （６）食育を学校教育自己診断等を活用して評価し、食に関する指導の推進体制や指導内容の改善を図ること。
- （７）児童・生徒の食への関心や理解を深めるために、地域の人材を活用するなど、農業

や調理などの食に関する体験活動を実施すること。

健康教育

- (8) 性教育及びエイズ教育については、研修を深め、発達段階に応じて保護者の理解を十分に踏まえ、「性の多様性」について教職員が理解した上で組織的・計画的に集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ指導すること。
- (9) 小・中学校の「体育」・「保健体育」の教科等において、学習指導要領に基づき、大阪府がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がんの予防につながる学習指導の充実、推進を図ること。

衛生管理

- (10) 衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努めること。特に感染症については、学校園において、幼児・児童・生徒に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また、正しい知識といじめ等人権に配慮した指導をすること。
- (11) 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管すること。

安全・安心の確保

- (12) 学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取る等の対策をとること。その際、熱中症指数計等により環境温度の計測を行い「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に適切な処置を行うこと。
- (13) 食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が、どこでも起きることだと考え、すべての教職員が緊急時に備え、事故を想定した校内研修を毎年実施すること。
- (14) 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸*についても理解を深めること。
*死戦期呼吸：ゆっくりあえぐような呼吸であり、ただちに胸骨圧迫が必要な状態
- (15) 国民健康保険法の趣旨を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなるようなことのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「性教育指導事例集」	平成 15 年 3 月大阪府教育委員会
「感染症 こんなときどうするの？」	平成 16 年 9 月大阪府教育委員会
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」	平成 20 年 3 月日本学校保健会
食生活学習教材「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」	平成 21 年 3 月文部科学省
「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」	平成 21 年 3 月文部科学省
「おおさか食育ハンドブック」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会監修
「体力向上に係る実践事例集」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「保健主事のための実務ハンドブック」	平成 22 年 3 月文部科学省
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	平成 23 年 3 月文部科学省
「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」	平成 23 年 8 月文部科学省
「学校における結核対策マニュアル」	平成 24 年 3 月文部科学省
体力向上支援プログラム「大阪プログラム」	平成 25 年 3 月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」	平成 25 年 12 月枚方市教育委員会
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	平成 26 年 3 月文部科学省
「熱中症 環境保健マニュアル 2014」	平成 26 年 3 月改訂環境相環境保健部 環境安全課
「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」	平成 27 年 2 月大阪府教育委員会
「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」	平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成 27 年 3 月文部科学省
「アレルギー疾患対応資料の配布について」	平成 27 年 3 月 26 日枚方市教育委員会
「児童生徒等の健康診断マニュアル」	平成 27 年 8 月日本学校保健会
「たのしい食事 つながる食育」	平成 28 年 2 月文部科学省
「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」	平成 28 年 4 月文部科学省
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」	平成 29 年 2 月大阪府教育委員会
「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」	平成 29 年 3 月文部科学省
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	平成 29 年 3 月文部科学省
「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」 (体力向上実践事例集)	平成 29 年 3 月大阪府教育委員会
「新体力テスト測定マニュアル」	平成 29 年 4 月大阪府教育庁
「がん教育推進のための教材指導参考資料」	平成 29 年 5 月文部科学省
「がん教育推進のための教材」	平成 29 年 6 月文部科学省
「学校園における体育活動中（含む運動部活動）の事故防	平成 29 年 9 月 20 日枚方市教育委員会

止等について」	
「学校における麻しん対策ガイドライン」第二版	平成 30 年 2 月国立感染症研究所感染症疫学センター
「第 3 次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」	平成 30 年 3 月大阪府教育庁
「学校において予防すべき感染症の解説」	平成 30 年 3 月日本学校保健会
「学校環境衛生管理マニュアル」（平成 30 年度改訂版）	平成 30 年 6 月文部科学省
「熱中症事故等の防止について」	平成 30 年 6 月 4 日枚方市教育委員会
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」	平成 30 年 7 月スポーツ庁
「水泳等の事故防止について」	平成 31 年 4 月スポーツ庁
「2019 年度『体力づくり推進計画（アクションプラン）』」	平成 31 年 4 月大阪府教育庁
「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 31 年 4 月・令和元年 7 月スポーツ庁
「熱中症事故の防止について」	令和元年 5 月文部科学省
「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」	令和元年 6 月文部科学省
「体育の授業がかわる！簡単プログラム（体力向上実践事例集活用プログラム）」	令和元年 7 月大阪府教育庁
「がん教育パンフレット『やさしいがんの知識 2019』」	令和元年 8 月公益財団法人がん研究振興財団事務局
「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和 2 年度改訂版）」	令和元年 11 月枚方市教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

7. 特別活動・その他の教育活動について

<基本的な方向性>

特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する指導の充実を図る。

<最重要課題>

- 学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、外国語及び「総合的な学習の時間」等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。
- 儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- 中学校における部活動については、「枚方市中学校部活動方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、練習時間や休養日、休養期間の設定を適切に行うこと。

<取組事項>

学級活動

- (1) ボランティア活動、自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験活動等を通して豊かな情操を養うよう努め、気付いたこと等を振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実させること。
- (2) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。また、入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図ること。
- (3) 新学習指導要領に基づき、小学校段階からキャリア教育の充実を図ること。

児童会活動・生徒会活動

- (4) 児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。

クラブ活動

- (5) 小学校におけるクラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てること。

学校行事

- (6) 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、

国歌を斉唱するよう指導すること。

- (7) 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動等、体験的な活動を行うこと。

その他の教育活動

- (8) 児童・生徒の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努めること。
- (9) 学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。
- (10) 中学校における部活動については、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を積極的に図ること。
- (11) 合理的で効率的・効果的な練習方法を工夫することによって、練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること、また、長期休業中は連続5日以上のもつめた休養期間を設けること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「学校における望ましい動物飼育のあり方」	平成18年6月日本初等理科教育研究会
「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校 特別活動）」	平成23年11月国立教育政策研究所
「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校 特別活動）」	平成23年11月国立教育政策研究所
「運動部活動での指導のガイドラインについて」	平成25年5月文部科学省
運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）	平成30年1月17日スポーツ庁
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年3月スポーツ庁
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年12月文化庁

「大阪府部活動の在り方に関する方針」	平成 31 年 2 月大阪府教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成 31 年 2 月枚方市教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

<基本的な方向性>

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことを教職員に深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

○教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。また、万一服務上の問題が発生した場合は、事実関係を的確に把握し、速やかに報告すること。

○あらゆる機会を捉えて、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人に周知徹底させること。

<取組事項>

服務規律の確立

- (1) 教職員に、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させ、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう指導を徹底すること。また、勤務時間の適正な把握・管理を行うこと。
- (2) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできない。決して起こすことのないよう指導すること。
- (3) 職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させること。また、幼児・児童・生徒等の個人情報などを適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動するよう指導すること。
- (4) 飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導の徹底を図ること。
- (5) 教職員の自家用自動車等による通勤は極力自粛させること。また、自動車通勤者の校内駐車禁止を徹底すること。
- (6) 教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。
- (7) 「勤務場所を離れて行う研修」は、法令に基づき校長による承認手続きをより厳

正に行うとともに適正に処理すること。

- (8) 教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。
- (9) 兼職・兼業については、地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。
- (10) 教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努めさせること。
- (11) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう指導すること。
- (12) 教職員の出張命令・時間外勤務命令については、その意義等を十分に認識させ、適正な執行を行うこと。
- (13) 教員免許更新制について、周知徹底を図り、適切な対応を図ること。
- (14) 教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導すること。

快適な職場環境

- (15) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めること。
- (16) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法に則り、時間外勤務時間が月80時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。また、元気な教職員・学校づくりのために、メンタルヘルス相談等を積極的に活用するよう指導し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」	平成11年7月枚方市教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQ A集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」	平成22年9月大阪府教育委員会
「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程」	平成24年3月枚方市教育委員会

「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」	平成25年 4 月枚方市教育委員会
「職員倫理ハンドブック」	平成25年 4 月 1 日枚方市
「パワーハラスメント防止指針」	平成25年 6 月枚方市教育委員会
「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」	令和 2 年 2 月枚方市教育委員会
「不祥事防止に向けたワークシート集」	令和 2 年 2 月大阪府教育庁

基本方策 3 教職員の資質と指導力の向上

9. 教職員研修について

<基本的な方向性>

教職員は教育公務員としての使命を自覚するとともに、その職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質能力の向上に努めなければならない。このことを教職員に深く自覚させ、規範意識を養うとともに教職員が教職経験に応じた、段階的かつ専門的な研修に積極的に参加しようとする意欲を高める必要がある。

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、キャリアステージに応じた教職員一人一人の資質と指導力の向上が求められている。

新学習指導要領が小学校では令和2年度より、中学校では令和3年度より全面实施されるに伴い、「『学び続ける教職員』を育成し、枚方子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、子ども理解を基盤とした学校経営や学級経営の充実に向け、新たな教育課題に対応した校内研究・研修のさらなる充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員を育成する。

<最重要課題>

- 初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任者指導教員等を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めること。
- 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業改善を組織的・計画的に進めること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や校内研究担当者及び情報教育担当者の研修内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図ること。
- 各教科等の授業力向上研修においては、学力向上推進担当者研修における教科全般に係る研修を踏まえ、その内容を教科会及び学年会等で伝達・実践させ、校内で新学習指導要領に則った教材研究や授業づくりを推進すること。

<取組事項>

教職員の育成

- (1) 市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キ

キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会
が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に
育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求め
られる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めること。また、経験年数
や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJTを推
進すること。

- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組
織的・計画的に実施すること。また、経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の
初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導
主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用すること。
- (3) 教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩とな
る教職経験年数の少ない教職員の「メンター」*や「ロールモデル」*となれるような
専門的な知識と指導技術を身に付けさせること。また、6～9年目小中学校教諭で実
施する「校内モデル授業」を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少な
い教員の相互育成を図ること。

*「メンター」…仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。メンターは、キャリア形成
をはじめ生活上の様々な悩み相談を受けながら、育成にあたる。

*「ロールモデル」…具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のう
ちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長す
るといわれる。

- (4) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関
する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、
校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。
- (5) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図る
ため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。

授業改善

- (6) 学習指導にあたっては、新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の
確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人
間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、個に応
じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・
研修の充実に努めること。
- (7) 新学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容

を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、円滑な実施に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めること。

校内研究・校内研修

- (8) 校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、校内研究担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。
- (9) 授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・研究協議会において、指導主事、教育推進プランナー等が講師を務める学校支援を効果的に活用し、研究を推進すること。
- (10) 研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人・授業マイスターを活用し、教員に対する授業改善等の指導に努めること。

情報教育

- (11) I C Tに精通したリーダーとなる教員を育成するとともに、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、各教科や総合的な学習の時間等の指導において、教職員はもとより、児童・生徒がタブレット端末や実物投影機等の I C T機器を適切に活用し、情報活用能力（情報リテラシー）を育成するよう努めること。
- (12) 児童・生徒が目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等の理解を深める授業を展開するよう努めること。
- (13) 個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての校内研修を実施し、個人情報を取り扱うことの責任を教職員一人一人に自覚させ、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図ること。

研修の受講

- (14) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。
- (15) 教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、留意事項や事前課題等に留意し、受講するよう指導すること。
- (16) 校内研修等において、研修を受講した教職員に、その内容を実践・伝達させるなど、日常的なO J Tを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」	平成 20 年 3 月大阪府教育委員会
「ミドルリーダー育成プログラム」	平成 22 年 3 月～令和 2 年 3 月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成 25 年 3 月大阪府教育センター
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成 25 年 4 月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成 25 年 4 月枚方市教育委員会
「『英語を使うなにわっ子』育成プログラム」	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「理科授業づくり 2」	平成 27 年 3 月大阪府教育センター
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成 29 年 11 月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き(第二版)」	平成 30 年 11 月文部科学省
「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」	平成 31 年 1 月大阪府教育センター
「小学校プログラミング教育に関する研修教材」	平成 31 年 3 月文部科学省
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	平成 31 年 4 月 1 日枚方市教育委員会
「理科薬品の取り扱い」	平成 31 年 4 月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて教員に求められる 資質・能力」	平成 31 年 4 月枚方市教育委員会
「OSAKA教職スタンダード」	令和元年 5 月大阪府教育委員会
「学校教育の情報化の推進に関する法律」	令和元年 6 月文部科学省
「小学校における『プログラミング教育』」	令和 2 年 1 月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「Hirakata 授業スタンダード」	令和 2 年 4 月枚方市教育委員会
「新規採用教職員のためのハンドブック 『教職員の智』」	令和 2 年 4 月枚方市教育委員会
「平成 31 年度小中学校初任者研修の手引」	令和 2 年 4 月枚方市教育委員会
「令和 2 年度中堅教諭等資質向上研修の手引」	令和 2 年 4 月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて学校事務職員に求 められる資質・能力」	令和 2 年 4 月枚方市教育委員会

基本方策 4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

10. 支援教育について

<基本的な方向性>

支援教育を進めるにあたっては、障害のある幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

また、発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めるとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

*インクルーシブ教育システム・・・障害のある者と障害のない者が、同じ場で、可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。

<最重要課題>

- 校内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むこと。

<取組事項>

校内体制の充実

- (1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。
- (2) 通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実に努めること。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立すること。
- (3) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めること。また、支援教育に対する専門性を高

め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図ること。

- (4) 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めること。

交流及び共同学習の充実

- (5) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努めること。
また、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導を活かし、相互理解のさらなる推進に努めること。
- (6) 支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図ること。

支援学級の教育課程の充実

- (7) 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意すること。
- (8) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施すること。
- (9) 自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努めること。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- (10) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。
- (11) 通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めること。
- (12) 個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進すること。
また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図ること。
- (13) 個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図ること。
- (14) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

通級指導教室

- (15) 通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編

成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

保護者や関係機関との連携

- (16) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。
- (17) 障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努めること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うこと。
- (18) 障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図ること。

医療的ケア

- (19) 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「特別支援教育の推進について」	平成 19 年 4 月 1 日文部科学省通知
「体罰防止マニュアル」	平成 19 年 11 月大阪府教育委員会
「指導資料 [ぬくもり]」	平成 22 年 3 月大阪府教育委員会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」	平成 24 年 7 月 23 日中央教育審議会初等中等教育分科会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」	平成 25 年 3 月大阪府教育委員会
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」	平成 25 年 10 月文部科学省
「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」（「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ）	平成 27 年 6 月大阪府教育委員会
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	平成 28 年 3 月大阪府教育委員会

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 4 月 1 日施行
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」	平成 28 年 6 月 3 日文部科学省他
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	平成 29 年 3 月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」	平成 29 年 3 月・6 月文部科学省
「発達障がいについて 保護者の琉会を促進するために」	平成 30 年 3 月改訂大阪府教育委員会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」	平成 31 年 3 月文部科学省
「学校における医療的ケアの今後の対応について」	平成 31 年 3 月文部科学省

＜関係法令＞

資料名	出典
「学校教育法等の一部を改正する法律」	平成 19 年 4 月 1 日施行
「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令[学校教育法施行令の一部改正]」	平成 19 年 4 月 1 日施行
「障害者基本法第 16 条」	平成 25 年 6 月 26 日改正
「学校教育法施行令の一部改正について」	平成 25 年 9 月 6 日大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 4 月 1 日施行
「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」	平成 28 年 8 月 1 日文部科学省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	平成 28 年 12 月 9 日文部科学省通知
「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」	平成 30 年 2 月 8 日文部科学省通知
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」	平成 30 年 5 月 24 日文部科学省・厚生労働省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」	平成 30 年 8 月 27 日文部科学省通知
「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」	平成 30 年 9 月 20 日文部科学省通知

基本方策5 幼児教育の充実

11. 幼稚園教育について

<基本的な方向性>

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育においては、幼児期にふさわしい生活の中で、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、生活に即した教育環境をつくりだし、幼児一人一人の発達や特性に応じた指導を行う。

さらに、幼稚園教育は、義務教育9年間の重要な基礎となることを踏まえ、幼児期から児童期、青年期へと続く発達を見通し、豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図る。

<最重要課題>

- 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を活かした教育課程を編成すること。
- 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上を図るとともに指導方法の工夫・改善に努め、子ども・子育て支援新制度の幼稚園として、幼児教育の一層の充実を図ること。
- 私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との円滑な接続を一層図ること。
- 支援が必要な子どもや保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。

<取組事項>

就学前教育の推進

- （１）３年間のカリキュラムを作成する中で、幼児一人一人の望ましい発達や、幼児同士の温かい人間関係が育まれるよう、よりよい教育環境の整備に努めること。
- （２）道徳教育・人権教育・安全教育・食育についての全体計画及び年間指導計画等においては、学期ごとに見直しを行い年度末までに作成すること。
- （３）支援教育をさらに充実するために、巡回相談等を有効に活用すること。

開かれた幼稚園づくり

- （４）幼児に安全で安心な遊び場を確保するとともに、保護者の就労やリフレッシュ等の様々な事情に対応し、保護者を支援するため、幼稚園の施設と機能を活用した預かり保育の充実に努めること。
- （５）家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう努める

こと。

幼保こ小等の円滑な接続

- (6) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」	平成 22 年 11 月文部科学省
「子ども・子育て支援法」	平成 24 年 8 月内閣府・文部科学省・厚生労働省
「スタートカリキュラムスタートブック」	平成 27 年 1 月文部科学省
「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」	平成 30 年 3 月大阪府幼児教育センター
「幼児教育推進指針」	平成 31 年 4 月改訂大阪府教育委員会
「わくわく もうすぐ 1 ねんせい」	令和 2 年 1 月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「幼稚園教育要領」	平成 29 年 3 月文部科学省

基本方策 6 地域とともにある学校づくりの推進

12. 学校園・家庭・地域の連携について

<基本的な方向性>

教育の目的の実現のためには、家庭において生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成することが大切である。近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う幼児・児童・生徒に夢を与え、「生きる力」を育むため、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小の円滑な接続を図るとともに学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む。

また、「開かれた学校園」から地域と一体となって幼児・児童・生徒を育む「地域とともにある学校園」への推進が求められている中、学校園は共有財産であるという視点に立ち、学校・家庭・地域が協働する体制づくりを一層推進するとともに、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクールなど学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に努める。

<最重要課題>

○各中学校区において、義務教育 9 年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への 7 つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信すること。

○学校週 5 日制の趣旨を踏まえつつ、「開かれた学校づくり」または「地域人材の積極的活用」を観点とした土曜日等を活用した授業や参観を、小学校において年 1 回以上実施し、土曜日等における充実した学習機会を提供する方策の 1 つとすること。

<取組事項>

家庭・地域との連携

- (1) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進すること。
- (2) オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校園の諸活動において、保護者や地域の人々が参加しやすいように工夫すること。
- (3) 「枚方市外部人材登録者集」の活用を図るとともに、学校独自の地域人材バンク等の整備に努めること。
- (4) 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進すること。
- (5) 地域にある社会教育施設や福祉施設等を活用した体験的な学習やボランティア活動など、実践的な社会体験を通じた教育活動を推進すること。
- (6) 各家庭をはじめ P T A や地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりに努めること。

また、教職員が、PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努めること。

- (7) 児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みの構築に努めること。特に中学校においては、部活動休養日等を活用し、計画的に中学生が参加しやすいように工夫すること。
- (8) 小学校においては、保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会を設置するなど、学校運営に地域住民や保護者等が参画する体制の構築に努めること。
- (9) 中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携し、協力を努めること。
- (10) 土曜日等に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。
- (11) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。

留守家庭児童会室との連携

- (12) 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図ること。

統合型放課後事業との連携・協力

- (13) 学校教育と児童福祉の連携による児童の安全確保、健全育成、自主性や社会性の育成を図る観点から、留守家庭児童会室と放課後子ども教室を核とする統合型放課後事業（放課後キッズクラブ）のモデル校実施において、運営主体との連携を図ること。

情報の公表

- (14) 各学校園の教育計画や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ホームページを有効活用するなど積極的に情報の公表に努め、地域・保護者から信頼される学校づくりをめざすとともに説明責任を果たすこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
大阪「こころの再生」宣言	平成 17 年 12 月 20 日「こころの再生」を考える有識者懇話会
「放課後子ども総合プラン」	平成 26 年 7 月 31 日文部科学省・厚生労働省
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」	平成 27 年 12 月 21 日文部科学省
「新・放課後子ども総合プラン」	平成 30 年 9 月 14 日文部科学省・厚生労働省

「児童の放課後を豊かにする基本計画」 ～すべての児童の放課後を豊かにするための取 組みについて～	令和2年2月枚方市教育委員会
--	----------------

＜関係法令＞

資料名	出典
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」	平成29年4月1日一部改正文部科学省

基本方策 7 学びのセーフティネットの構築

13. 安全について

<基本的な方向性>

自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と学校園施設・設備の点検整備や充実等により、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努める。

また、安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・水害をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

<最重要課題>

- 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。
- 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施するなど、常にその改善に努めること。
- 防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

<取組事項>

安全教育の推進

- (1) 学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とすること。
- (2) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努めること。
- (3) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施すること。
- (4) 9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせて、実践的な避難訓練、地域の有

識者による講話等、各学校園の実情に応じた防災教育の充実に向け、取組を実施すること。また、大阪北部地震の体験を教訓に、6月18日を中心にして、集会等で講話やディスカッション等の防災教育に取り組むこと。

- (5) 「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づき、幼児・児童・生徒が適切な行動がとれるよう指導すること。
- (6) 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進すること。
- (7) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う「避難確保計画作成の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に努めること。

危機管理体制の確立

- (8) 学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携し、様々な事態を想定した機能的な危機管理体制を確立すること。
- (9) 事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告すること。
- (10) 不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用すること。

登下校の安全確保

- (11) 登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては、集団登校時の安全指導に取り組み、また通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努めること。
- (12) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進すること。特に、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校園、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティア、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

交通安全の推進

- (13) 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施すること。また中学校においては、第1学年を対象に自転車交通安全教室を実施するとともに、3年サイクルで実施されるスケアードストレート方式の交通安全教室を通して、一層の交通安全の取組をすすめること。
- (14) 保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な

啓発を行うこと。また、児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」	平成 14 年 10 月大阪府教育委員会
「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成 14 年 12 月文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成 15 年 6 月文部科学省
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」	平成 15 年 12 月大阪府教育委員会
「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」	平成 16 年 1 月文部科学省
「子どもの安全確保に関する取組事例集『がぁど』」	平成 16 年 3 月大阪府教育委員会
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」	平成 17 年 3 月大阪府教育委員会
「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成 18 年 7 月大阪府教育委員会
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」	平成 19 年 11 月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成 22 年 3 月文部科学省
「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」	平成 23 年 3 月文部科学省
「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	平成 24 年 3 月文部科学省
「学校安全の推進に関する計画」	平成 24 年 4 月文部科学省
「自転車安全利用推進のための重点行動指針」	平成 25 年 1 月大阪府交通対策協議会
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	平成 25 年 3 月文部科学省
「大阪府津波浸水想定」の設定について	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「学校事故対応に関する指針」	平成 28 年 3 月文部科学省
「『子ども安全確保推進月間』の周知について」	平成 29 年 5 月大阪府教育委員会
北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について	平成 29 年 9 月文部科学省
Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン	平成 29 年 11 月枚方市教育委員会
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」	平成 30 年 2 月文部科学省

『登下校防犯プラン』について	平成 30 年 6 月文部科学省
「落雷事故の防止について」	平成 30 年 7 月文部科学省
「学校における防災教育の手引き（改訂 2 版）」	令和元年 6 月大阪府教育委員会
自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について	令和元年 12 月文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
学校保険安全法	平成 27 年 6 月改正
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」	平成 28 年 4 月施行
水防法等の一部を改正する法律	平成 29 年 6 月施行
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成 29 年 6 月施行

基本方策 7 学びのセーフティネットの構築

14. 生徒指導について

<基本的な方向性>

生徒指導にあたっては、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

これは深い児童・生徒理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、平素から教職員の指導力の向上と人権意識の高揚を図ることが重要である。

とりわけ、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、学校に対する信頼を根底から崩すものであるということを認識する必要がある。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であることから、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組む必要がある。

近年の問題行動の多様化や低年齢化に対しては、授業の充実を基本として、全教職員が、カウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童・生徒に寄り添うとともに、児童・生徒が互いに悩みや喜びを分かち合う集団を育成する等、内面にせまる心のかよった指導を行う。

さらに、義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校の未然防止、不登校児童・生徒の社会的自立に向けて取り組む。

<最重要課題>

- いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が児童・生徒との信頼関係を築き、正しい児童・生徒理解のもと、生徒指導主担者（小学校）・生徒指導主事（中学校）を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行うこと。
- 体罰を許さない指導体制を確立し、幼児・児童・生徒を真に大切にせる教育活動を展開すること。
- 不登校の未然防止のため、日ごろから児童・生徒の状況を把握し、学級や学校の集団づくりに努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るなど、チームによる支援体制を整えること。

<取組事項>

校内生徒指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者を、中学

校においては生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めること。

- (2) 生徒指導主事（小学校）は、学級の問題を全体の問題ととらえ、全校指導体制を、構築する中心的役割を担うこと。生徒指導主事（中学校）は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たすこと。

組織的な取組の推進

- (3) 安全・安心な教育環境の充実に努め、児童・生徒の豊かな人格形成を行うこと。また、児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進すること。
- (4) 児童・生徒の生活実態を把握し、指導方針を確立すること。
- (5) いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど、組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告すること。
- (6) 「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。
- (7) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒指導主事（小学校）または、生徒指導主事（中学校）が中心となりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めること。
- (8) 枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めること。
- (9) 教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を活用して、校内研修の一層の充実に努めること。

いじめの防止と早期発見

- (10) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努め

ること。

- (11) 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深めること。
- (12) いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めること。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認すること。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えること。
- (13) 児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。
- (14) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との協働に努め解決を図ること。
- (15) 児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに教育委員会に報告すること。
- (16) いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守るとともに、解消後においても再発防止に努めること。
- (17) 障害のある児童・生徒や外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないように、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- (18) すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを点検するとともに、児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進すること。

体罰根絶の取組

- (19) 体罰の根絶については、各学校園において、日々の実践を再点検し、正しい児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体の共通認識を深めること。
- (20) 教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告す

ること。

不登校児童・生徒への支援

- (21) 不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問をするなど、きめ細やかで適切な対応を図ること。
- (22) 不登校が長期化している児童・生徒への支援に努め、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」等と連携し、教育の機会の確保を図るよう努めること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。
- (23) 小学校段階から、不登校やその兆しがある児童への支援体制を構築すること。また、中学校1年生時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組を適切に中学校につなぐとともに、新たな不登校を生まない取組を推進すること。
- (24) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実情に応じた適切な支援を行うこと。

携帯電話等への対応

- (25) 学校での携帯電話等の取り扱いについては、これまで同様、教育活動に支障が出ないよう指導すること。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- (26) 携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。

教育相談体制の充実

- (27) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童・生徒への教育相談体制を充実するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、「子どもの笑顔守るコール」等の相談窓口を周知すること。

家庭・関係機関との連携

- (28) 各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催するなど、少年非行等の防止と解決を図ること。
- (29) 校区の状況把握、学校と家庭との関係を築くため、小学校及び中学校において、家庭訪問を、1学期に、各学校の実態・実情に即して、原則、全学年で実施すること。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

(30) 大麻・覚せい剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

(31) 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導すること。

校則について

(32) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認するとともに、児童・生徒の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直すこと。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」	平成17年大阪府教育委員会
「いじめ防止指針」	平成18年3月大阪府教育委員会
「こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成19年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅠ」	平成19年6月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅡ」	平成19年8月大阪府教育委員会
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム実践事例集」	平成20年7月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」	平成21年3月大阪府教育委員会
「スクールソーシャルワーカー配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」	平成21年12月大阪府教育委員会
「生徒指導提要」	平成22年3月文部科学省
「いじめ対応プログラム指導案集」	平成23年5月大阪府教育委員会
「生徒指導リーフ」シリーズ	平成24年2月～文部科学省国立教育政策研究所
「暴力によらない問題解決力育成プログラム」	平成24年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」	平成24年12月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」	平成25年3月以降毎年修正大阪府教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」	平成25年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」	平成25年4月枚方市教育委員会
「第四次薬物乱用防止五か年戦略」	平成25年8月文部科学省

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」	平成 25 年 8 月大阪府教育委員会
「いじめの防止等のための基本的な方針」	平成 25 年 10 月文部科学大臣決定
人権教育リーフレット 1 「いじめ対応のポイント」	平成 26 年 3 月大阪府教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 26 年 4 月大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 26 年 7 月枚方市教育委員会
平成 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業（文部科学省委託事業）事業報告書&ネットトラブル回避プログラム	平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット 7 「ネット・スマホの問題と子どもの人権」 8 「いじめの対応②」	平成 27 年 3 月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」	平成 27 年 8 月大阪府教育委員会
「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート」	（中学校版）平成 27 年枚方市教育委員会
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」	平成 29 年 3 月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年 3 月文部科学省
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために」	平成 29 年 8 月大阪府教育委員会
「子どもを守る被害者救済システム」	平成 29 年 12 月改定大阪府教育委員会
「小学校におけるチーム支援 S W 活用事例～小学校指導体制支援事業の取り組みより～」	平成 30 年 2 月枚方市教育委員会
「ストップ！いじめ」	平成 30 年 4 月枚方市教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 30 年 3 月改定大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 30 年 9 月改定枚方市教育委員会
「枚方市いじめ対応マニュアル」	平成 30 年 9 月枚方市教育委員会
「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」	平成 31 年 3 月大阪府教育委員会
「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」	令和元年 6 月大阪府教育委員会
「不登校児童生徒への支援の在り方について」	令和元年 10 月文部科学省
「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」	令和 2 年 4 月策定予定枚方市教育委員会

＜関係法令＞

資料名	出典
「いじめ防止対策推進法」	平成 25 年 9 月文部科学省

キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力（枚方市教員等育成指標）

	I 初任期（1～5年） 教員としての基礎力、学校組織の一員としての自覚を高める時期	II ミドルリーダー期（6～10年） 実践的指導力を向上させ、視野の拡大を図る時期	III リーダー期（11～20年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV キャリアの成熟期（21年～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に参画する時期
教育への情熱と 教職員としての基礎的素養 ①〔人権尊重の精神〕 ②〔危機管理能力〕 ③〔学び続ける力〕	①人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ②学級等の安全管理ができる ③優れた取組に学ぶ姿勢を持つ	①学校の人権教育推進のために行動できる ②学校安全のために組織的な行動ができる ③幅広い専門性を高め、キャリアプランを立てる	①学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員に助言できる ②学校における危機管理体制を点検し、改善できる ③様々な分野において最新の情報を収集するとともに、実践を発信する	①人権尊重を基盤とした学校づくりに参画できる ②学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した危機管理体制を確立できる ③学校教育目標達成の視点から様々な情報を収集し、発信する
社会人としての基礎的素養 ④〔課題解決能力〕 ⑤〔法令遵守の態度〕 ⑥〔事務能力〕	④子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤教育公務員として法令を遵守する ⑥計画的かつ正確に事務処理できる	④学年の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令への深い理解を持つ ⑥効率的に事務処理できる	④学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令遵守の精神を教職員に助言する ⑥他の教職員と協力し、効率的に事務処理できる	④大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し対応案を示すことができる ⑤法令遵守の精神を全ての職員が持ち続けることができるよう、組織的な取組を推進することができる ⑥作成した書類等について点検できる
組織の一員としての 行動力・企画力・調整力 ⑦〔協働して取り組むことができる力〕 ⑧〔ネットワークを構築する力〕 ⑨〔マネジメントする力〕	⑦組織の一員としての自覚を持って行動する ⑧課題を解決するために様々な人に報告・連絡・相談することができる ⑨学級経営等を行うことができる	⑦学年、分掌等の要となり、教職員のチーム力を高めることができる ⑧様々な人と関わり、課題を解決するためのネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学年経営や手本となる学級経営等を行うことができる	⑦一人ひとりの教職員の特性を活かし、協働的な組織力を高めることができる ⑧必要に応じて関係機関と連携し、組織的なネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学校全体の計画を作成、実行できる	⑦学校・家庭・地域・関係諸機関と協働し、学校力を高めることができる ⑧学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる ⑨中・長期的な学校経営の方向性を提案し、学校経営に参画することができる
子どもの力を伸ばす 授業力・教科の指導力 ⑩〔授業を構想する力〕 ⑪〔授業を展開する力〕 ⑫〔授業を評価する力〕	⑩子ども主体の授業設計ができ、学習指導案に示すことができる ⑪基本的な授業スキルを実践に活かすことができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた視点で自分の授業を客観的に振り返る	⑩教材を深く理解し、子どもの実態に応じて創意工夫した授業設計ができる ⑪子どもの実態に応じた柔軟な授業展開ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価を授業改善に活かしている	⑩授業の構想について他の教員に助言することができる ⑪授業展開について他の教員に助言することができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価力を身につけている	⑩研究体制を整え、授業設計について組織的な取組を進めることができる ⑪個々の教員の特性を把握し、授業改善に向けた適切な助言ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業改善を推進する体制を構築する
子どもの自尊意識を高め、 集団づくりなどを指導する力 ⑬〔子どもを理解し一人ひとりを指導する力〕 ⑭〔支援教育に対する理解と実践力〕 ⑮〔集団づくりを指導できる力〕 ⑯〔子どもをエンパワーできる指導力〕	⑬個に応じた指導・支援ができる ⑭合理的配慮等、支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、子どもへの指導・支援に活かすことができる ⑮学校の生徒指導方針を理解し、迅速な報告・連絡・相談を行うことができる ⑯子ども一人ひとりに居場所があるような相互に違いを認め合う集団づくりができる	⑬子どもどうしのコミュニケーションを促進できる ⑭子どもの発達の段階や特性に応じた指導・支援の方法について、他の教職員に助言できる ⑮生徒指導等で組織的な対応の中心となる ⑯子どもの一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め、高めあう集団づくりができる	⑬子ども対応のロールモデルとなり、他の教職員に適切な助言できる ⑭支援教育の観点や配慮を要する子どもに対する指導内容や支援方法について精通し、他の教職員に助言できる ⑮組織的な生徒指導体制を機能させる ⑯子どもの自立のために、家庭や地域、関係機関と協働することができる	⑬多様な場面、多角的な視野からの子ども理解について他の教職員に助言できる ⑭支援教育の理解や配慮を要する子どもに対する指導・支援について、組織的な取組を推進することができる ⑮学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した生徒指導体制を確立できる ⑯学校教育目標やめざす子ども像を発信しその実現に向けた組織的な取組ができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

《キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力》

	I 基礎養成期（1～3年） 基本的な業務遂行力と学校事務職員としての自覚を高める時期	II 専門性養成期（4～10年） 専門性を高め、組織の一員としての自覚を高める時期	III 専門性・指導力養成期（11～20年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV 指導力・統率力向上期（21年～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に深く参画する時期
学校事務職員としての基礎的資質 ①〔実務能力〕 ②〔人権意識向上と人権教育理解〕 ③〔子ども理解〕 ④〔法令・条例〕 ⑤〔主体的に学び続ける力〕	①業務を滞りなく正確・丁寧で遂行するとともに、助言を受け、適切に改善できる ②人権教育を理解し、人権意識、人権感覚を身につける ③学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を深める ④学校の規定を理解し、公務員として法令を遵守する ⑤研修や研究の機会を捉えて、自己成長を図る努力をする	①創意工夫を加えながら、業務を正確・丁寧で遂行し、経験の浅い学校事務職員に助言できる ②人権教育に対する理解を深め、人権尊重に基づいた取組ができる ③保護者の思いや家庭背景を踏まえ、子どもへの理解を深める ④学校の規定の整備を行い、法令の遵守について経験の浅い学校事務職員に助言ができる ⑤研修や研究を生かして資質・能力の向上を図り、成長意欲を持ち続ける	①研鑽を積み、経験を活かしつつ効果的な業務運営を行い、他の学校事務職員に助言ができる ②人権尊重に基づいた取組を推進するとともに、その内容を他の学校事務職員に助言ができる ③連携した協働体制の中で子どもへの理解を深め、他の学校事務職員に助言ができる ④学校の規定に精通し、整備について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に啓発することができる ⑤研修・研究について企画立案するとともに、業務に関わる様々な情報を収集し、実践に活かすことができる	①業務運営に精通し、学校経営の視点から改善を行うとともに、人材育成に努め、教職員に助言ができる ②人権尊重を基盤とした学校づくりを推進するとともに、その内容を教職員に助言ができる ③子ども理解を深め、学校教育目標や児童生徒指導方針に従って教職員に助言するとともに、関係機関と連携を深め、協働できる ④学校の規定に習熟し、整備・改善について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に助言することができる ⑤研修・研究の支援をするとともに、様々な情報を収集し、学校教育目標達成のためのビジョンを示すことができる
社会人としての資質 ⑥〔課題解決力〕 ⑦〔危機管理能力〕	⑥自他の課題を認識し、解決に努めるとともに、セルフマネジメントについて理解する ⑦情報管理に携わり、危機管理に関わる基礎的な知識を身につける	⑥自他の課題を把握し、課題解決のために協働して行動するとともに、セルフマネジメント力を高める ⑦情報管理に携わり、危機管理について、適切な対応ができる	⑥学校全体の課題を把握し、解決に向けて行動するとともに、セルフマネジメントについて他の学校事務職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制について、他の学校事務職員に助言ができる	⑥課題解決に向けて適切な指針を示すとともに、セルフマネジメントについて教職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制を点検・改善するとともに、教職員に助言ができる
協働による学校組織づくり ⑧〔協働的組織力〕 ⑨〔学校マネジメント力〕 ⑩〔ネットワークを構築する力〕	⑧組織の一員としての自覚を持って行動するとともに、情報伝達や接遇に必要なコミュニケーション力を高める ⑨学校教育目標を理解して、学校事務業務を行う ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解し、組織の一員として与えられた役割を果たすことができる	⑧交渉力や調整力をもとに、チーム学校の一員として積極的に連携・協働できる ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を効率よく実行するとともに、学校運営参画に必要な知識や企画・提案力を身につける ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解を深め、一員として責任を自覚し、積極的に役割を果たすことができる	⑧学校運営に参画し、財務予算面から組織運営改革を行う ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を通して学校運営方針の具体化方策への助言を行うことができる ⑩事務の連携組織において中心的役割を果たすとともに、広く学校内外において、課題解決に向けたネットワークを構築し、活用することができる	⑧学校力を高め、チーム学校を財務予算面から管理統括する ⑨学校教育目標に基づいた中・長期的な学校経営方針策定に積極的に参画する ⑩事務の連携組織において統括的な役割を果たすとともに、学校力を高めるためのネットワークを構築し、情報を発信することができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。



枚方市
ひこばしくん

Hirakata 授業スタンダード

～子どもたちが「わかる・できる」授業をデザインする～

キーワードは
「課題」の
質の向上

- ・安心して学べる仲間づくり
- ・家庭学習とのつながり

学習者のレディネス

めざす子どもの姿、つきたい力を明確にした
逆向き設計の単元指導計画

- ・学習指導要領の理解
- ・教材研究・指導スキルの向上

授業者のレディネス

第1ステージ[型の定着]

第2ステージ[質の向上]

ひとまとまりの授業の中で

めあての
提示

本時の
めあてを
提示
している

- ☆驚きや不思議さ、必要感や不都合感のある、思考を促す課題を効果的に示します
- ☆子どもに授業の流れをつかませ、課題解決に向けた見通しをもたせます

じっくり
考える
活動

一人で
考える
時間が
ある

- ☆じっくり考える時間を確保し、ひとりひとりに自分なりの考えをもたせます
- ☆自分で考えたことを根拠とともにノート等にかかせ、整理や自己検証をさせます

交流し、
深める
活動

交流する
時間が
ある

- ☆（目的に応じてペア・グループ・全員等で）納得解や最適解を検討する場をつくります
- ☆捉え方や考えの違いから再確認や新たな発見を促し、自分の考えを再構築させます

振り返り

授業を
振り返る
場面が
ある

- ☆学習したことのまとめや振り返りを板書、発表、確認問題等で共有します
- ☆個別の気づきや新たな課題を引き出し、ノート等に根拠とともに書かせます

学習内容を定着させるための家庭学習の課題を設定します

子どもたちの形成的評価や授業を評価し改善を図ります



枚方市
ひこばしくん

Hirakata 授業スタンダード

～みんなが「わかる・できる」を実感する授業にするために～

キーワードは
「学んだことを
使ってみる」

- ・安心して学べる仲間づくり
- ・教科書・ノート・筆記用具など

授業が始まるまでに

その日の授業や単元を通して、
何ができるようになるのか、ゴールを知ります

- ・次に学習するところを予習します
- ・復習した内容を活かします

家庭学習とのつながり

授業
の中
で

つかむ・
つなげる

☆めあて(学習課題)を知り、これまでに学んだことをもとに「どうすれば解決できるか」
自分なりの見通しをもちます。

じっくり
考える

☆課題に向き合い、解決する方法をひとりでじっくり考えます。
☆自分なりに考えたことをノート等書き出し、「なぜそう考えたのか」を整理します。

学び合う

☆仲間とおたがいに考えを発表したり、話し合ったり(ペア・グループ・全員)して、自分の
考えを確かめたり、新しい考え方を見つけたりします。

ふり返る

☆学んだことを使って、確認問題や練習問題に取り組みます。
☆学んだことをふり返り、「わかった」「できた」「ふしぎ」などを自分の言葉でまとめます。

家庭学習の充実

教科書やノート、学習コンテンツなどを参考に、学校で学んだことを、家でもう一度復習します